［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

ト　削除

チ　削除

リ　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、銀行業務又は決済に使用するように設計したもの

ヌ　民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲにおいて同じ。）又は移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲにおいて同じ。）であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　他の電話機端末その他の装置（無線アクセスネットワーク装置を除く。）に暗号化されたデータを直接送信することができないもの

（二）　無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの

ル　コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最長実効距離が四〇〇メートル未満のもの

ヲ　民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもののうち、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの（暗号機能を変更していないものに限る。）

（一）　公開された又は商業用の暗号標準（無断の複製を防止するためのものであって、公開されていないものを含む。）に準拠したもの

（二）　暗号機能が使用者によって変更できないもの

（三）　使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ワ　民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、タ（一）2及び3に該当するもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇ディービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの

カ　無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された又は商業用の暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又は八以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ　暗号装置であって、イに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）

（一）　当該暗号機能を使用することができないもの

（二）　当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

タ　この号から第十号まで又は第十二号に掲げるものであって、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号、第十号及び第十二号において「市販暗号装置」という。）